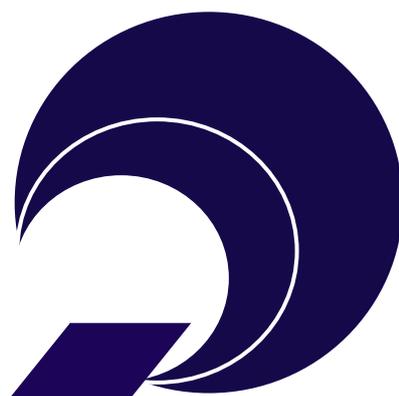


# 第二次栗国村地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和6年度～令和10年度  
(2024) (2028)



令和7年2月  
栗国村



# 目次

1. 計画の背景	1
1.1 地球温暖化のメカニズム	1
1.2 地球温暖化の進行による影響とは	1
1.3 世界の動向	3
1.4 国内の動向	4
1.5 沖縄県内の動向	6
2. 計画の基本事項	9
2.1 計画の目的	9
2.2 計画の位置づけ	10
2.3 基準年度・計画期間	10
2.4 計画の対象範囲	11
2.5 対象とする温室効果ガス	11
3. 二酸化炭素の排出量の現状	13
3.1 令和5年度の二酸化炭素排出量	13
3.2 所管課別二酸化炭素排出量	15
3.3 前計画に設定した目標の達成状況	17
4. 計画の目標	18
4.1 二酸化炭素排出量の削減目標	18
5. 目標達成に向けた取組	20
5.1 日常の事務及び事業などに関する取組	20
5.2 建築物や施設の設備などに関する取組み	23
6. 計画の推進	25
6.1 推進体制	25
6.2 計画の進行管理	26
6.3 計画の取組み成果の公表	27
6.4 職員に対する研修・情報提供	27

## 資料編

- 資料1 二酸化炭素排出量の算定方法
- 資料2 令和5年度における二酸化炭素排出量
- 資料3 用語集



# 1. 計画の背景

## 1.1 地球温暖化のメカニズム

地球は太陽からのエネルギーで温められ、温められた地球からも熱が放射されます。地球の大気に含まれる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスは、この熱を一部吸収し、ふたたび地表に跳ね返しています。この太陽からのエネルギー（太陽光）を吸収する温室効果ガスの働きと地球から宇宙空間へ放出されるエネルギー（主に赤外線）のバランスで、地表付近の気温がほぼ一定（平均 14℃）に保たれています。

しかし、現在、人類が化石燃料を大量に消費していることなどが原因で大気中の二酸化炭素などによって温室効果ガスの濃度が増加し、太陽エネルギーを吸収する量が増えることで地表付近の大気の温度が上昇しています。これが「地球温暖化」と呼ばれる現象です（図 1-1）。地球温暖化の進行はさまざまな影響を及ぼします。

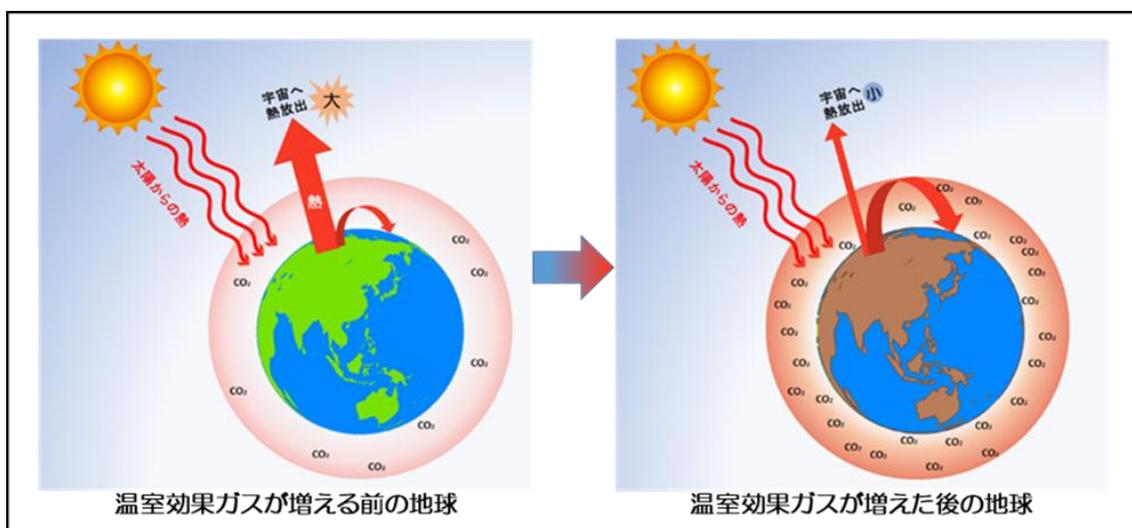


図 1-1 地球温暖化のメカニズム

## 1.2 地球温暖化の進行による影響とは

気候変動に関する政府間パネル（以下、「IPCC」という。）の「第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書 政策決定者向け要約 暫定訳」（2021（令和 3）年）によると、2011～2020 年の世界平均気温は、1850～1900 年よりも 1.09℃高く、世界平均海面水位は 20cm 上昇（1901～2018 年）したことが報告されています。地球の気温が温暖化に向かっていることに疑う余地はなく、20 世紀半ば以降の温暖化の主な要因は人為起源による温室効果ガスの排出である可能性が極めて高いと結論づけています（図 1-2）。

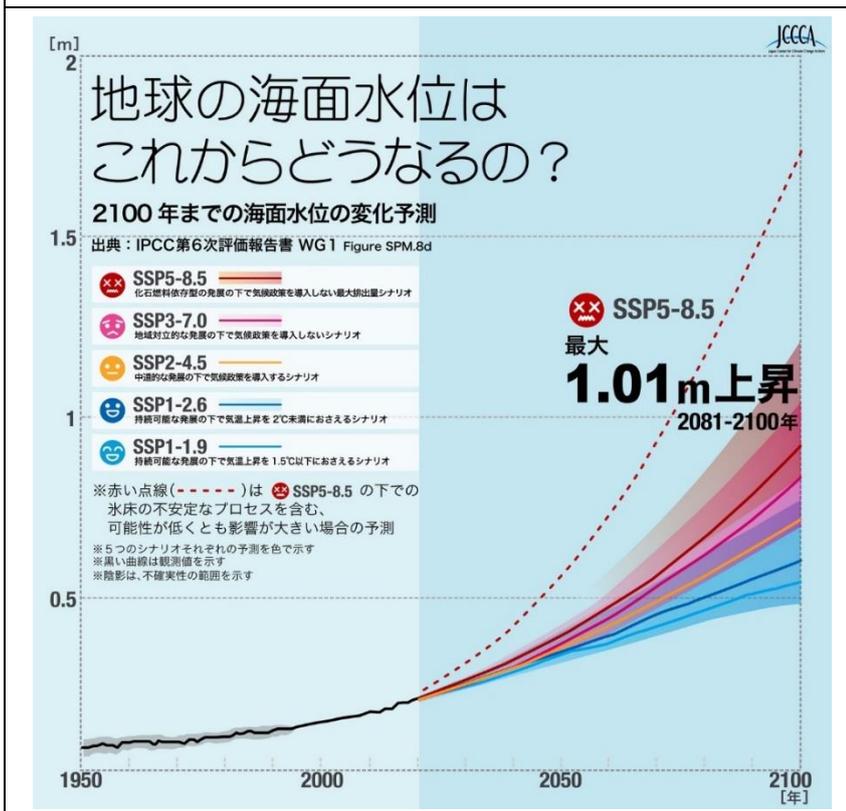
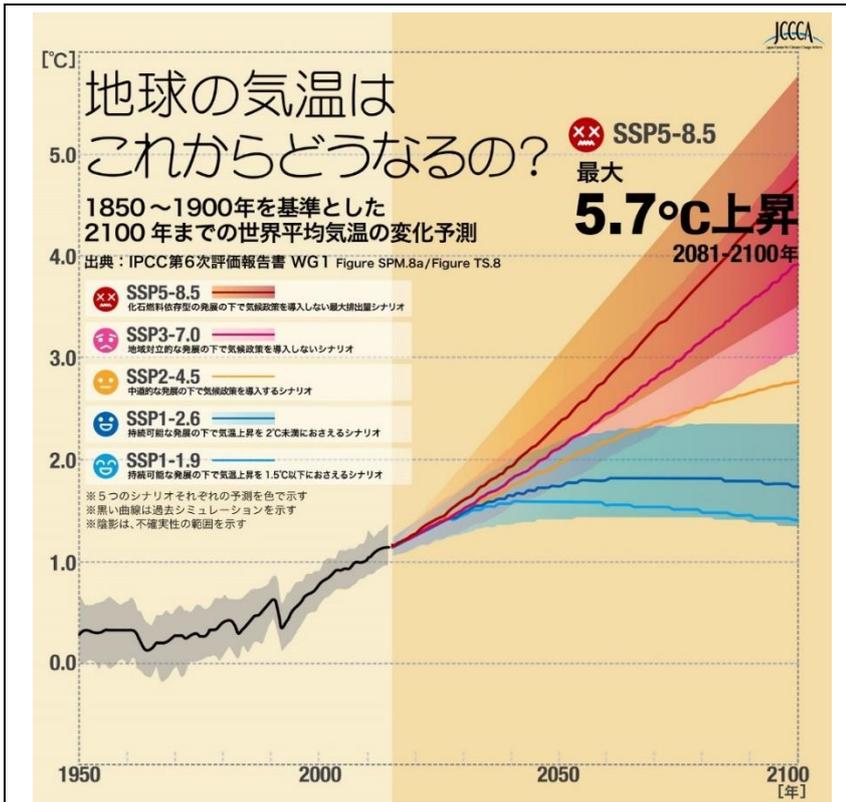


図 1-2 地球の平均気温（上図）及び海面水位（下図）の変化予測

出典：IPCC 第 6 次評価報告書

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org>)

また、地球温暖化に伴う気候変動に起因する主な8つのリスク（将来影響）を図1-3に示します。このように地球温暖化の進行は、気候そのものや生態系に対して、重大な影響を与える可能性が高いと考えられています。国際社会においては、地球温暖化に伴う気候変動の悪影響を回避するため、人為的な活動による温室効果ガスの排出を大幅に削減して、最終的には排出量を少なくする取組が必要であることが認識されています。



図 1-3 気候変動による将来の主要なリスク

出典：IPCC 第 5 次評価報告書

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org>)

### 1.3 世界の動向

#### ① 気候変動枠組条約に基づく取組（京都議定書）

IPCC による第 1 次評価報告書（1990（平成 2）年）において、温暖化（気候変動）が取り上げられ、社会的に非常に注目されました。こうした動きを受けて国際的な温暖化対策の枠組みとして、1992（平成 4）年に開催された「環境と開発に関する国際連合会議」（地球サミット）において「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。大気中の温室効果ガス濃度

を安定化させ、現在と将来の気候を守り次世代に引き継ぐことを究極の目標としていました。

1997（平成 9）年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）では、先進国に対して第一約束期間（2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年）における温室効果ガスの排出削減目標を定めた「京都議定書」が採択され、国内においても具体的な対策に取り組むこととなりました。

しかしながら、第一約束期間で削減義務を負う国の温室効果ガス排出量は、当時最大の排出国であったアメリカが参加していないことから、世界の約 25%程度の割合となっていました。また、第二約束期間（2013（平成 25）年から 2020（令和 2）年）については、1990（平成 2）年比で 18%以上削減することなど一応の合意がなされましたが、削減の数値目標を設定し参加した国は EU 諸国、オーストラリアなどに限られ、日本、ロシア、ニュージーランドは第二約束期間に参加しないことを表明しました。

## ② パリ協定（COP21）

削減約束を負わない途上国から排出される温室効果ガスは、人口増加や経済発展に伴い急増して世界全体の約 60%を占めており、これからも増加することが予測されていました。今後、すべての国に対して削減措置を求めていくことが重要となっていました。

そして、2015（平成 27）年にフランスのパリで開催された COP21 において、2020（令和 2）年以降の温暖化対策に 196 ヶ国と地域が参加する新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。

この協定では、地球の気温上昇を産業革命前に比べて 2℃より十分に低く抑える目標を掲げたうえ、さらに、より厳しい水準（1.5℃以内）に向かって努力し、世界全体の温室効果ガス排出量をできる限り早く減少に転じさせ、今世紀後半には実質的にゼロにするように取り組むこととしています。

## 1.4 国内の動向

### ① 京都議定書・地球温暖化対策の推進に関する法律

日本は、京都議定書の第一約束期間（2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年）に参加し、温室効果ガス排出量を 1990（平成 2）年比で 6%削減することを約束しました。この目標を達成するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）が 1998（平成 10）年 10 月に公布され、その後の改正を経て、国、地方公共団体、事業者など、各主体の取組を促進するための法的枠組が整備されています。また、京都議定書の発効を受けて、2005（平成 17）年 4 月に「京都議定書目標達成計画」が定められ、基準年 1990（平成 2）年比 6%削減の目標達成に向けたさまざまな取組が実施されています。2014（平成 26）年 7 月には、温室効果ガスの総排出量に森林等吸収源や京都メカニズムクレジットを加味した第一約束期間の 5 ヶ年平均では、基準年比 8.4%減となり、京都議定書の目標を達成したことが発表されました。

## ② 東日本大震災以降の温暖化対策

京都議定書以降の温暖化対策については、2008（平成 20）年 7 月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、2050（令和 32）年までに温室効果ガスを現状から 60～80%削減することとされました。

しかし、2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災と後のエネルギー供給体制の変化により、国の温暖化対策やその目標は大きく見直されました。

2013（平成 25）年 3 月には、「当面の地球温暖化対策に関する方針」（地球温暖化対策推進本部決定）により、当時のわが国の中期目標である「2020（令和 2）年までに 1990（平成 2）年比 25%削減」をゼロベースで見直すこととされました。2013（平成 25）年 11 月には、「2020（令和 2）年の温室効果ガス削減目標は、2005（平成 17）年比で 3.8%減とする」という新しい目標が示されています。ただし、これは原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した目標でした。

## ③新たな温室効果ガス削減目標

2021（令和 3）年 4 月 22 日に地球温暖化対策推進本部の決定を踏まえ、米国主催気候サミット（オンライン開催）において、2050 年カーボンニュートラルと統合的で野心的な目標として、2030（令和 12）年に温室効果ガスを 2013（平成 25）年から 46%削減することを目指すこと、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。当該目標は 2021（令和 3）年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においても示されています。

## ③ SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

2015（平成 27）年 9 月の国連総会において、持続可能な開発目標（SDGs）を核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、気候変動対策やクリーンエネルギーの普及等、2030（令和 12）年までに各国が取り組むべき 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられました（図 1-4）。



図 1-4 SDGs の 17 のゴール

出典：国際連合広報センターウェブサイト (<https://www.unic.or.jp/>)

## 1.5 沖縄県内の動向

沖縄県においても気温の上昇は観測されており、年平均気温の上昇は 100 年間あたり約 1.19℃の上昇となっています（図 1-5）。この気温上昇に伴う気候変動が沖縄県に与える影響を表 1-1 に示します。

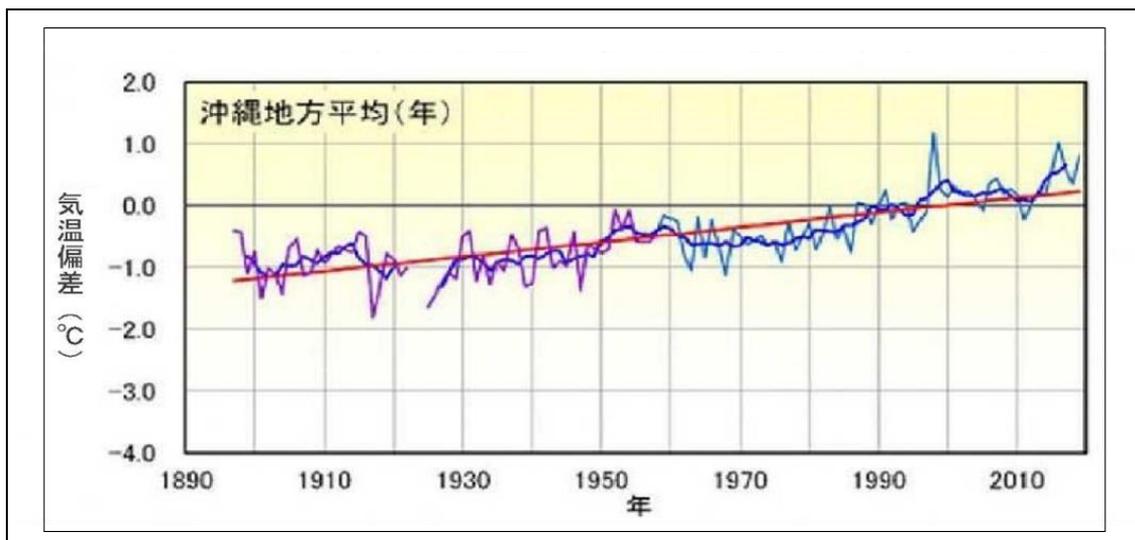


図 1-5 年平均気温偏差の経年変化（沖縄地方平均（年））

出典：第 2 次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県 2021（令和 3）年）

表 1-1 沖縄県における気候変動による影響

分野	影響の代表例
① 農業・林業・水産業	秋冬期の高温によりマンゴーの着花・着果の不良が発生することが予測されています。高温による一部の病害虫の発生増加や発生期間が長期化するなど、気温上昇による被害増大の影響が指摘されています。
② 水環境・水資源	入域観光者数の増加に伴い水使用量が増加すると予想される中、気候変動による無降水日の増加により水不足が発生することが懸念されています。
③ 自然生態系	高水温によるサンゴの白化現象、集中豪雨等による赤土等流出がサンゴ礁生態系に及ぼす影響や、二酸化炭素の増加に伴う海洋酸性化がもたらす海洋生態系への影響が懸念されています。侵略的外来生物の侵入・定着確率が気候変動により高まることが予測されています。
④ 自然災害	近年、開発による雨水浸透の低下が進み、雨水流出が増大し、集中豪雨による水害が多発することが懸念されています。気候変動に伴い海面水位の変動が生じる場合、高潮・高波の影響や砂浜消失が懸念されます。強い台風の増加等が予測されています。
⑤ 健康	気候変動が蚊媒介性などの様々な感染症に影響し、世界的流行を引き起こした場合、それが県内にも波及することが想定されています。熱中症について、従来の感覚での暑さ対策では不十分で、長期間にわたって健康を損ねたり、死亡事故につながる危険性が高くなったりすることが懸念されています。
⑥ 産業・経済活動	海面上昇により砂浜が減少することで、海岸部のレジャーに影響を与えると予測されています。熱中症への懸念等、気候変動がもたらす影響によって、屋外における活動(観光やイベント等)に弊害が生じる恐れがあります。
⑦ 国際生活・都市生活	気候変動による短時間強雨や濁水の頻度の増加、強い台風の増加等が進めば、インフラ・ライフライン等に影響が及び機会の拡大が懸念されています。
⑧ 基盤的施策	環境影響評価における赤土等流出防止に係る予測等において、気候変動を考慮した調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う必要性が高くなっています。

出典：第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県 2021（令和3）年）

沖縄県では2000（平成12）年に「沖縄県環境基本条例」を制定し、地球環境保全に資するよう行動するための計画と、これに基づく行動を推進することを決めました。

2001（平成 13）年には、県民・事業者・行政などがそれぞれの役割と責任をもって協力しながら地球環境問題に取り組むための行動計画「みんなでつくる清ら島-おきなわアジェンダ 21-」を策定し、地球環境問題に対する取組を進めてきました。

2003（平成 15）年に、「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」、2016（平成 28）年 3 月に「沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改訂版」、2021（令和 3）年 3 月に「第 2 次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）」を策定し、家庭や業務系施設の省エネ化と意識啓発、エネルギー低炭素化、公共交通の利用促進など、さまざまな施策に取り組んでいます。

## 2. 計画の基本事項

### 2.1 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条（抜粋を以下に示す。）に基づき、栗国村の組織および施設における全ての事務事業から発生する温室効果ガス排出を抑制するため、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

#### 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に則して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作業の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他、地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（中略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を作成したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

（中略）

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

## 2.2 計画の位置づけ

本計画については、本村の最上位計画である「粟国村第4次総合計画」の施策推進に関わる計画と位置づけ、他関連計画と整合を図ります（図 2-1）。

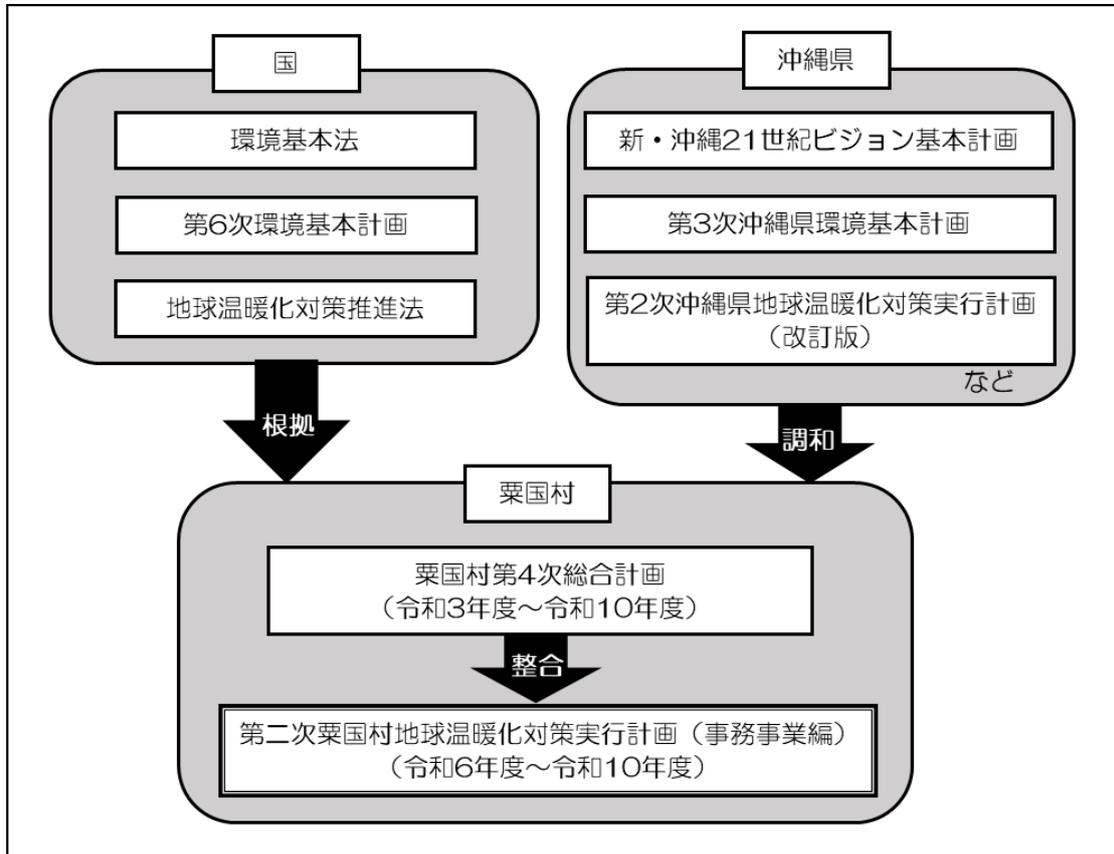


図 2-1 本計画の位置づけ

## 2.3 基準年度・計画期間

本計画の数値目標の基準年度は、前計画では平成 29 年度としていましたが、その後新庁舎への建て替え、学校施設の冷房設備の増設、事業数の増加などに加えて対象施設の見直しが行われました。そのため、本計画の基準年度は令和 5 年度とし、計画期間は令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします（表 2-1）。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

表 2-1 基準年度と計画期間

基準年度	令和5年度
計画期間	令和6年度から令和10年度（5年間）

## 2.4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は本村が管轄するすべての事務事業を対象の範囲とします（表 2-2）。

表 2-2 計画の対象範囲

本庁舎	総務課、民生課、経済課、各課公用車、バス、タクシー等
総務課	拝所（みやぐわー）、診療所住宅、東ふれあいセンター、公街灯、防災無線、Wi-Fi設備、消防車両等
民生課	美ら島あぐにクリーンセンター、浸出水処理施設、一般廃棄物最終処分場、保健師室、歯科診療所、離島振興総合センター、福祉車両、診療所車両、ハブ対策事業車両、一般廃棄物処分場車両等
教育委員会	栗国小中学校、栗国幼稚園、給食センター、中央公民館、学校車両等
船舶課	栗国事務所、ニューフェリーあぐに、事務所車両（栗国・那覇）、フォークリフト等
経済課	栗国空港、農業集落排水施設、マンホールポンプ場、栗国港内マンホール、東浜地区農村公園（ヘビ公園）、拝所（イビガナシー）、村営牧場、鍾乳洞、公営住宅（共用灯）、オートキャンプ場、シャワー施設（マハナトイレ含む）、とび吉、農業用水吸上ポンプ（ため池）、植物コンテナ、畜農産物集出荷貯蔵施設、空港車両、牧場車両、キャンプ場車両、水道事業車両、環境美化車両等

## 2.5 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策推進法」第 2 条 3 項には、7 種類の温室効果ガスが規定されています（表 2-3）。そのうち、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）については、排出量の算定が困難であること、また、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）は温室効果ガス排出量の占める割合が小さいことから、本計画の対象から除きます。よって本計画では、発生量が多く削減対策に取り組みやすい二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とします。

表 2-3 地球温暖化対策推進法第 2 条 3 項に規定されている 7 種類の温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な発生源	地球温暖化係数 (注.1)	日本の排出量割合 (%) (注.2)	本計画の対象物質
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気の使用、ガソリン・灯油等化石燃料の燃焼等	1	91.3	○
メタン (CH <sub>4</sub> )	ボイラー等燃料の燃焼、自動車の走行 (距離)、稲作、家畜の腸内発酵等	28	2.6	-
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	ボイラー等燃料の燃焼、自動車の走行 (距離)、病院での笑気ガス使用等	265	1.5	-
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	カーエアコンや冷蔵庫などの冷媒用に使用、廃棄時等	12,400など	4.1	-
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	PFCが冷媒に封入されている製品の使用、廃棄時等	6,630など	0.3	-
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	絶縁ガスとして封入された電気機械器具類の使用、廃棄時等	23,500	0.2	-
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体製造でエッチング液として使用	16,100	0	-

注.1 大気中に放出された単位重量の当該物質が地球温暖化に与える効果を、CO<sub>2</sub>を 1 として相対値で表したものの。出典：環境省ウェブサイト

([https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon\\_neutral/topics/20240208-topic-57.html#change-1](https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20240208-topic-57.html#change-1))

注.2 2022 年度温室効果ガス排出量 (確報値) より作成。(出典：chrome-extension://efaidnbnmnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.env.go.jp/content/000216325.pdf)

### 3. 二酸化炭素の排出量の現状

令和5年度の対象範囲における二酸化炭素排出量については、「ニューフェリーあぐに」の活動量（A重油）を含んだ場合と除いた場合で整理することとします。

#### 3.1 令和5年度の二酸化炭素排出量

##### ①フェリーの活動量（A重油）を含んだ場合

令和5年度における本村の事務事業に伴い発生する二酸化炭素量は、4,276.5t-CO<sub>2</sub>となっています（表3-1、図3-1）。

二酸化炭素を発生源別にみると、A重油が3,655.7t-CO<sub>2</sub>（85.5%）と最大です。次いで、電気の使用量が553.5t-CO<sub>2</sub>（12.9%）、ガソリンが38.9t-CO<sub>2</sub>（0.9%）となっており、上位2種類で二酸化炭素排出量の98.4%の割合を占めています。

表3-1 発生源別二酸化炭素排出量（A重油含む）

二酸化炭素発生源		活動量 (使用量)	単位	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出割合 (%)
電気使用		823,731	kWh	553.5	12.9%
燃料 使用	A重油	1,328,000	L	3,655.7	85.5%
	ガソリン	14,125	L	38.9	0.9%
	軽油	7,872	L	20.6	0.5%
	灯油	1,771	L	4.4	0.1%
	液化石油ガス（LPG）	491	m <sup>3</sup>	3.3	0.1%
合計		-	-	4,276.5	100.0%

注) 計算上の四捨五入により、表中の値による合計が一致しない場合がある。

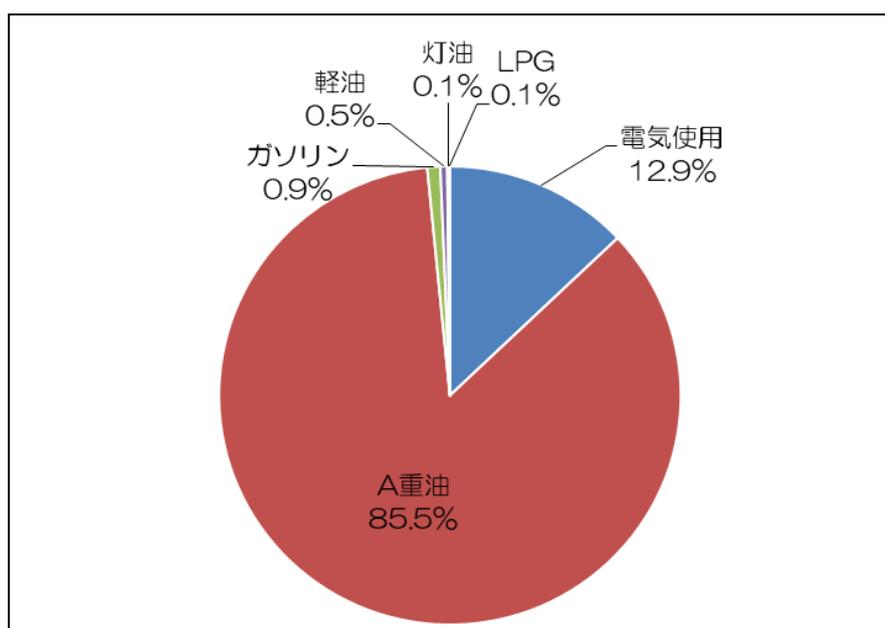


図3-1 発生源別二酸化炭素排出量の割合（A重油含む）

① フェリーの活動量（A 重油）を除いた場合

令和5年度における本村の事務事業に伴い発生する二酸化炭素量は、620.8t-CO<sub>2</sub>となっています（表3-2、図3-2）。

二酸化炭素を発生源別にみると、電気の使用量が553.5t-CO<sub>2</sub>（89.2%）と最大です。次いで、ガソリンが38.9t-CO<sub>2</sub>（6.3%）、軽油が20.6t-CO<sub>2</sub>（3.3%）となっています。

表 3-2 発生源別二酸化炭素排出量（A 重油除く）

二酸化炭素発生源		活動量 (使用量)	単位	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出割合 (%)
電気使用		823,731	kWh	553.5	89.2%
燃料 使用	ガソリン	14,125	L	38.9	6.3%
	軽油	7,872	L	20.6	3.3%
	灯油	1,771	L	4.4	0.7%
	液化石油ガス (LPG)	491	m <sup>3</sup>	3.3	0.5%
合計		-	-	620.8	100.0%

注) 計算上の四捨五入により、表中の値による合計が一致しない場合がある。

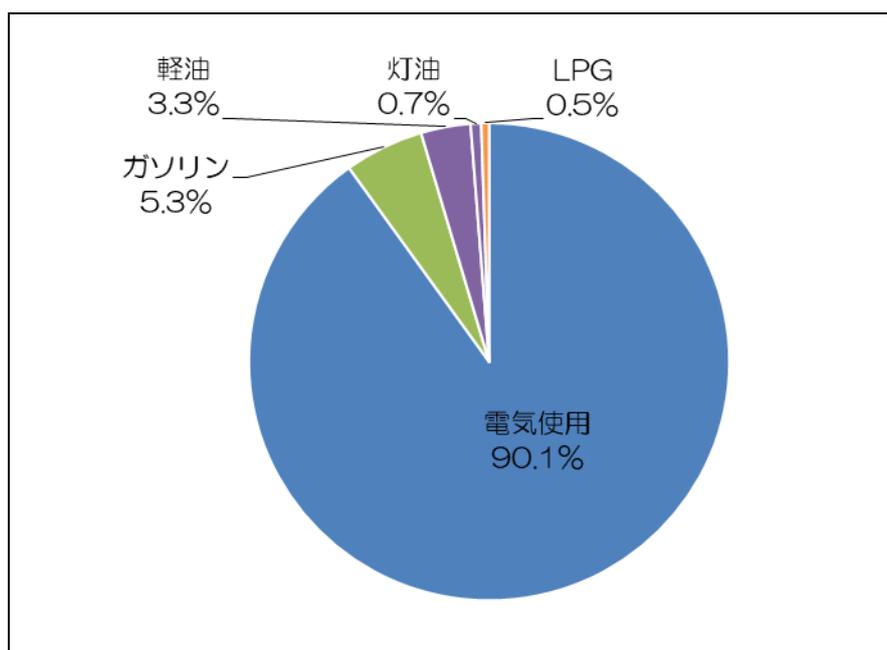


図 3-2 発生源別二酸化炭素排出量の割合（A 重油除く）

### 3.2 所管課別二酸化炭素排出量

#### ①フェリーの活動量（A重油）を含んだ場合

所管課別の二酸化炭素排出量をみると、船舶課が3,676.1t-CO<sub>2</sub>（86.0%）と最も大きく、次いで、教育委員会が198.6t-CO<sub>2</sub>（4.6%）、経済課出先機関が174.4t-CO<sub>2</sub>（4.1%）と続きます（表3-3、図3-3）。

表 3-3 所管課別二酸化炭素排出量（A重油含む）

所管課	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出割合 (%)
本庁（総務課）	118.7	2.8%
総務課出先機関	26.6	0.6%
教育委員会	198.6	4.6%
民生課出先機関	82.2	1.9%
船舶課	3,676.1	86.0%
経済課出先機関	174.4	4.1%
合計	4,276.5	100.0%

注) 計算上の四捨五入により、表中の値による合計が一致しない場合がある。

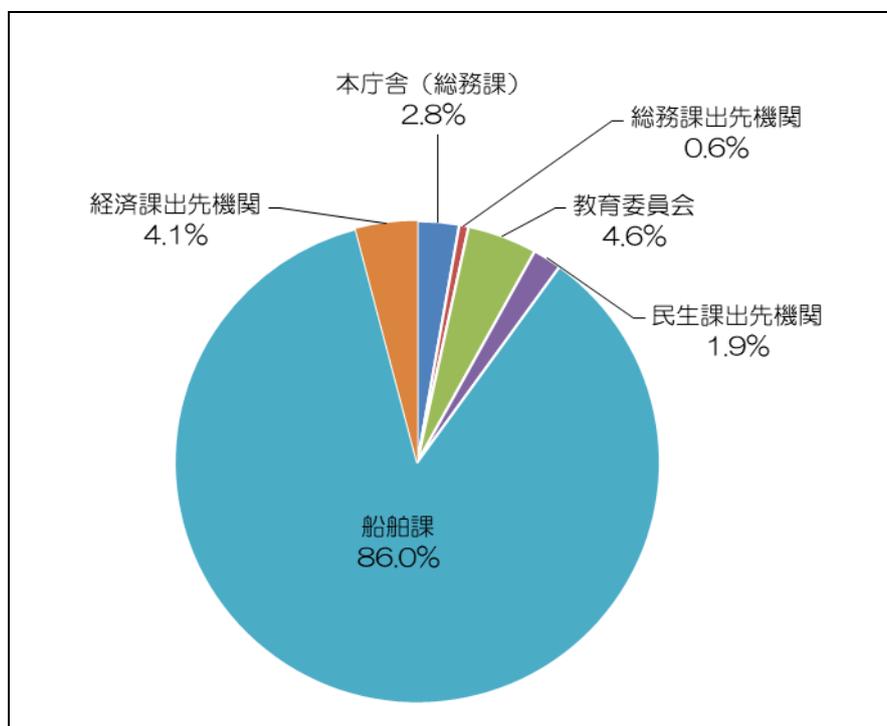


図 3-3 所管課別二酸化炭素排出量の割合（A重油含む）

② フェリーの活動量（A 重油）を除いた場合

所管課別の二酸化炭素排出量をみると、教育委員会が198.6t-CO<sub>2</sub>（32.0%）と最も大きく、次いで、経済課出先機関が174.4t-CO<sub>2</sub>（28.1%）、本庁が118.7t-CO<sub>2</sub>（19.1%）と続きます（表3-4、図3-4）。

表 3-4 所管課別二酸化炭素排出量（A 重油除く）

所管課	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出割合 (%)
本庁（総務課）	118.7	19.1%
総務課出先機関	26.6	4.3%
教育委員会	198.6	32.0%
民生課出先機関	82.2	13.2%
船舶課	20.3	3.3%
経済課出先機関	174.4	28.1%
合計	620.8	100.0%

注) 計算上の四捨五入により、表中の値による合計が一致しない場合がある。

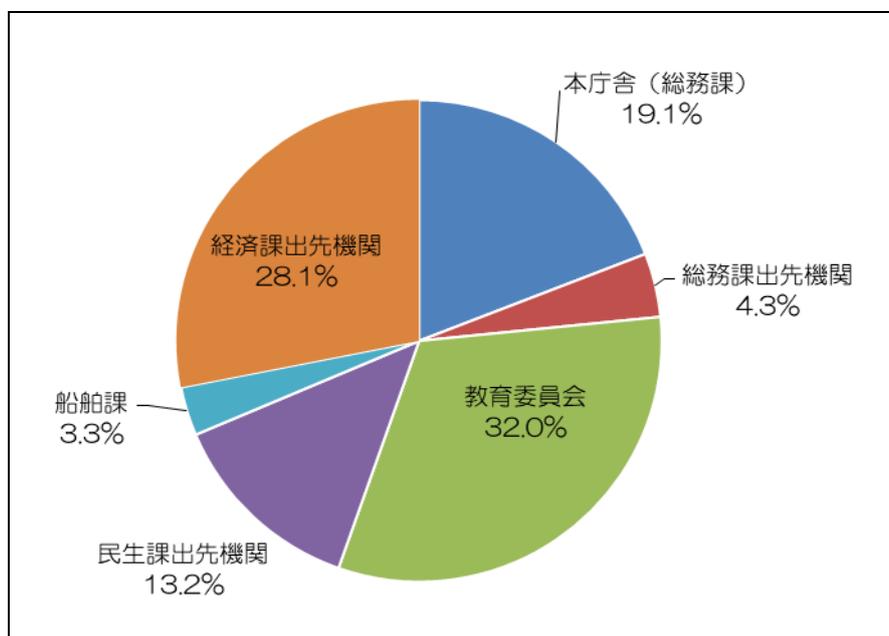


図 3-4 所管課別二酸化炭素排出量の割合（A 重油除く）

### 3.3 前計画に設定した目標の達成状況

「栗国村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）／平成31～35年度」では、平成29年度の二酸化炭素の排出量を基準値として、平成31年度から平成35年度（令和5年度）の5年間で2.0%の削減目標を定めていました（船舶課所管の「ニューフェリーあぐに」の活動量（A重油）を除いた場合とします）。

前計画における基準年度の平成29年度の排出量は253.1t-CO<sub>2</sub>であり、目標年度である令和5年度の削減目標は、248.0t-CO<sub>2</sub>でした。それに対し、令和5年度の実際の排出量は620.8t-CO<sub>2</sub>となっており、基準年度（平成29年度）から145.3%（367.7t-CO<sub>2</sub>）に増加しました（表3-5）。

所管課別の排出量を表3-6に示します。令和5年度が基準年度である平成29年度の排出量よりも増加した理由として、新庁舎への建て替え、学校施設の冷房設備の増設、事業数の増加などに加えて対象施設の見直しがなされたことが影響していると考えられます。

表3-5 前計画の二酸化炭素排出量の目標と実績

基準年度 (平成29年度)	目標値			5年目(令和5年度) 実績		
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	削減率	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	削減量 (t-CO <sub>2</sub> )
253.1	248.0	-5.1	2%	620.8	367.7	145.3%

注) 赤字は削減量を示す。

表3-6 平成29年度と令和5年度の所管課別排出量

所管課	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )		削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	備考
	平成29年度	令和5年度		
庁舎	87.2	118.7	31.5	新庁舎への建て替えや公用車の増加で31.3 t-CO <sub>2</sub> 排出量が増加した。
総務課	31.8	26.6	-5.2	公街灯で5.4t-CO <sub>2</sub> 削減された。鍾乳洞が経済課の所管へ移り3.8 t-CO <sub>2</sub> 削減した。
民生課	89.0	82.2	-6.8	離島振興総合センターで16.3 t 削減された。
教育委員会	21.8	198.6	176.8	小中学校・幼稚園で175.7t-CO <sub>2</sub> 増加した。主に電気使用による増加だった。
船舶課	14.5	20.3	5.8	栗国事務所の排出量は5.6t-CO <sub>2</sub> 削減されたが、使用車が6台増加した。
経済課	8.8	174.4	165.6	事業範囲が増加して排出量が163.0t-CO <sub>2</sub> 増加した。また、使用車が17台増加した
合計	253.1	620.8	367.7	

注) 計算上の四捨五入により、表中の値による合計が一致しない場合がある。赤字は削減量を示す。

## 4. 計画の目標

### 4.1 二酸化炭素排出量の削減目標

令和 5 年度は前計画で基準年度とした平成 29 年度から新庁舎への建て替え、学校施設の冷房設備の増設、事業数の増加などの理由で二酸化炭素の排出量が大きく増加しました（図 4-1）。この年を基準年度として削減目標を立てることは現実的ではないことから、令和 5 年度を第二次計画の基準年度と定めて、令和 6 年度から 10 年度までの 5 年間の目標値を立てることとします。

本計画では、本村の事務事業から排出する二酸化炭素の総排出量を令和 5 年度と比較して、令和 6 年度から 10 年度までの 5 年間で 5.0%（31.0 t-CO<sub>2</sub>）の削減を目標と定めます（図 4-2、表 4-1）。また、二酸化炭素総排出量の削減目標は、船舶課所管の「ニューフェリーあぐに」の活動量（A重油）を除いた場合とします。

栗国村の事務事業に伴い排出される二酸化炭素排出量を基準年度の令和 5 年度と比較して計画期間最終年度の令和 10 年度までに 5%削減します。

$$\text{令和 10 年度削減目標} \\ 620.8 \text{ (t-CO}_2\text{)} \times 5\% = 31.0 \text{ (t-CO}_2\text{)}$$

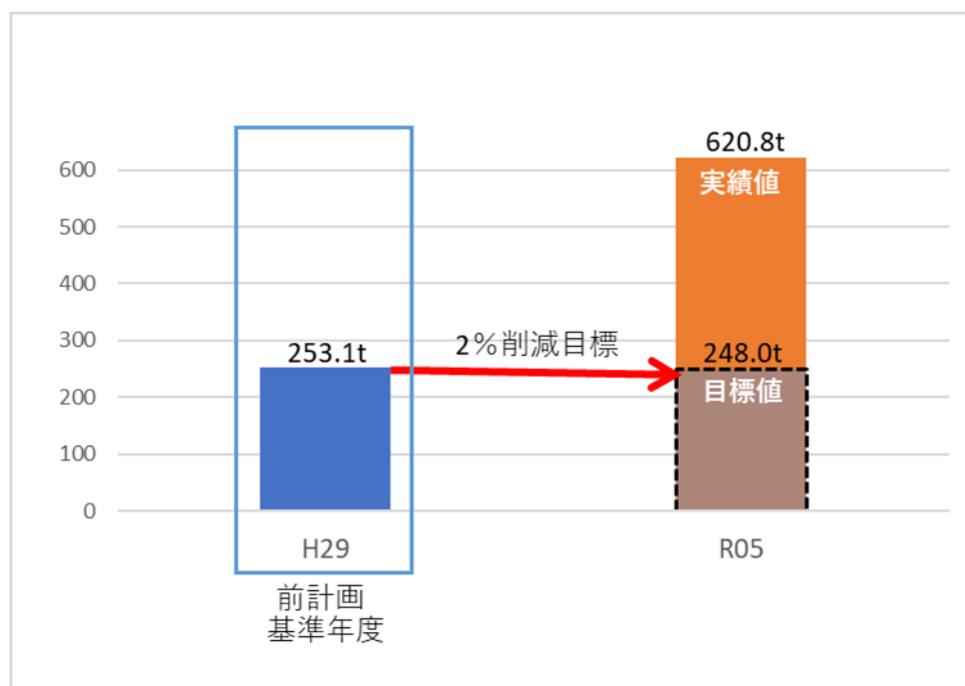


図 4-1 前計画の削減目標値および実績値

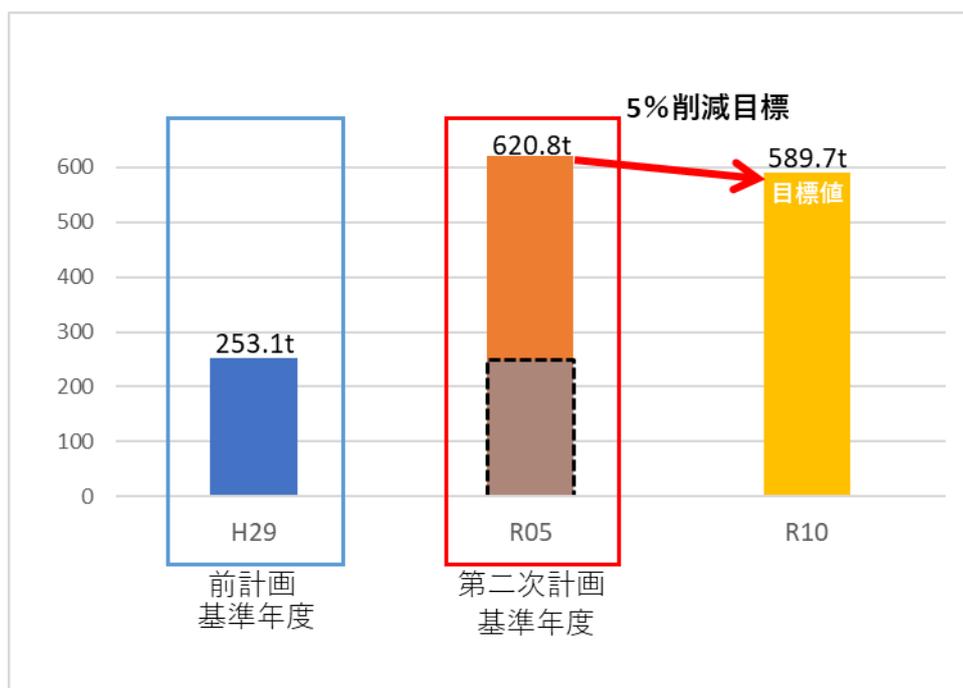


図 4-2 第二次計画の基準年度および目標値

表 4-1 二酸化炭素排出要因別の削減目標

二酸化炭素発生源	活動量(使用量)	単位	排出量(t-CO <sub>2</sub> )	削減率(%)	削減後の活動量(使用量)	単位	削減後の排出量(t-CO <sub>2</sub> )	
電気使用	823,731	kWh	553.5	5.0%	782,544	kWh	525.9	
燃料	A重油	0	L	0.0	0.0%	0	L	0.0
	ガソリン	14,125	L	32.8	5.0%	13,418	L	31.2
	軽油	7,872	L	20.5	5.0%	7,478	L	19.5
	灯油	1,771	L	4.4	5.0%	1,683	L	4.2
	液化石油ガス(LPG)	491	m <sup>3</sup>	3.2	5.0%	467	m <sup>3</sup>	3.1
合計	-	-	614.5	5.0%	-	-	583.7	

## 5. 目標達成に向けた取組

本計画の目標を達成するため、二酸化炭素の排出を抑制する取組みを以下に示します。

### 5.1 日常の事務及び事業などに関する取組

日常の事務及び事業などに関する省エネルギーの推進に係わる取組内容を示します。

#### (1) 省エネルギーの推進

照明機器	<p><b>【全職員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 昼休み（受付事務や来客の場合を除く）、退庁時及び残業時等の不要な照明の消灯を行う</li> <li>② 利用者のいない会議室、更衣室、給湯室などのこまめな消灯を行う</li> <li>③ 残業時におけるスポットライト照明を利用する</li> </ul> <p><b>【施設を所管する課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 終業後の一斉消灯を行う</li> <li>② 作業環境に適した照度を計測し、照明の間引きを行う</li> <li>③ 段階的なLED照明への切り替えを検討する</li> </ul>
OA 機器	<p><b>【全職員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 使用しないOA機器（パソコン、プリンター等）のスイッチオフを徹底する</li> <li>② 最終退庁者は、OA機器等の電源が切れていることを確認する</li> <li>③ 連休前や出張前など、長時間使用しないときはコンセントからプラグを抜き待機電力節電する（節電タップの購入）。</li> </ul> <p><b>【施設を所管する課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 購入や買換えの際、省エネ効率の高いOA機器の購入を検討する</li> </ul>
空調設備	<p><b>【全職員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 冷房や暖房の効果を高めるため、カーテンやブラインドを有効活用する</li> <li>② 風邪通しがいい日には、自然風を利用する</li> <li>③ 夏季における衣服の軽装化（クールビズ）を実施する</li> </ul> <p><b>【施設を所管する課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① エアコンの運転期間を定め、温度管理（例：外気温が32℃の場合、冷房温度を26℃とする等）を徹底する</li> <li>② エアコンフィルターを定期的に清掃する</li> <li>③ 室外機の設置場所を改善する</li> <li>④ 高効率空調機の導入を検討する</li> <li>⑤ 扇風機やサーキュレーター併用による体感温度の改善をする（冷房の設定温度を上げることができる）</li> </ul>

その他の 電気使用	<b>【全職員】</b> ① 電気機器の周辺にできるだけ物を置かないように工夫するなどの熱がこもらない空間づくりをする
	<b>【施設を所管する課】</b> ① ノー残業デーを実施する ② トイレに人感センサーの設置を検討する ③ 給湯器を適正に管理する ④ 冷蔵庫を適正に使用する（大量の保管や長期保管などの制限） ⑤ 冷凍庫を適正に使用する（庫内に隙間を設けない）

(2) 省資源の推進

紙類の使用量	<b>【全職員】</b> ① 用紙類の使用量を削減する（両面コピー、両面印刷の徹底・裏面使用可能な紙の利用） ② 資料の共有化を図り、個人持ち資料の減量化する ③ 資料の配布や閲覧はPDFなどの電子データを使用する ④ 庁内 LAN や電子メールを有効活用（電子決済等）する ⑤ 印刷する冊子やパンフレットなどの適正な部数を作成する ⑥ 会議資料の回覧方法を検討する ⑦ 使用済み封筒を再利用する ⑧ FAX 送付状の省略化を推進する ⑨ 日常業務などにおけるペーパーレス化を推進する
節水	<b>【全職員】</b> ① 節水を心がける ② ポットの残り湯を洗い物に使うなど、水を有効利用する <b>【施設を所管する課】</b> ① 水使用量を把握し、漏水を定期的にチェックする ② 自動水栓や節水コマなどの節水機器の導入を検討する ③ 雨水タンク等の保守管理を徹底する ③ 水道水圧の調整など、水の使用削減を進める ④ トイレに流水音発生器の設置を検討する
公用車等	<b>【全職員】</b> ① 相乗りなど効率的な自動車の使用をする ② エコドライブ、アイドリングストップを実践する ③ 会議などをオンライン形式で実施する（公用車等の使用頻度を抑える）

	<p>④ 近距離の場合、できるだけ徒歩や自転車を利用する</p> <p><b>【施設を所管する課】</b></p> <p>① ハイブリッド車、電気自動車などの低公害車の導入を検討する</p> <p>② 自動車のタイヤ空気圧の調整や点検整備を確実にを行う</p> <p>③ フェリーの効率的な運用を検討する</p>
--	--

### (3) 廃棄物減量化、リサイクルの推進

ごみの減量 (リデュース)	<p><b>【全職員】</b></p> <p>① 物品等の納入時に、不要な包装を控えるよう指示する</p> <p>② 3M運動（マイバッグ、マイ箸、マイボトル）を推進する</p> <p>③ ボールペンは、芯の交換ができるものを使用する</p> <p>④ 使用済み封筒、ファイル等を再利用する</p> <p>⑤ 使い捨て製品の使用や購入を抑制し、資源を有効に利用する</p> <p>⑥ ハンカチ、タオルを持参する</p> <p>⑦ 紙類等リサイクル資源について、分別収集、資源化、減量化を行う</p>
再使用、再利用 (リユース)	<p><b>【全職員】</b></p> <p>① 裏面利用可能な紙は、庁内事務連絡や通知用、または FAX やメモ用紙に再利用する</p> <p>② ファイルやフォルダを繰り返し使用する</p> <p>③ 備品類、その他事務用消耗品などを修理・補修し、繰り返し使用する</p> <p>④ 使用済み封筒を再利用する</p> <p>⑤ 不要となった物品は、掲示板等を利用して他部署と共有し、再利用する。</p>
リサイクル	<p><b>【全職員】</b></p> <p>① 再生紙などの再生品を利用する</p> <p>② 新聞紙、段ボール、雑誌類などの古紙分別を徹底する</p> <p>③ 資源ごみ（缶類、ペットボトル、食用油）の分別を徹底する</p> <p><b>【施設を所管する課】</b></p> <p>① リサイクル製品や、リサイクル可能なオフィス機器・用品を積極的に購入する</p>

### (4) グリーン購入の推進

グリーン購入	<p><b>【施設を所管する課】</b></p> <p>① コピー用紙、トイレトペーパーは再生紙が使用されている商品を購入する</p>
--------	---

	② 製品購入時には、エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング商品や環境に配慮した商品を積極的に購入する。
--	---

## 5.2 建築物や施設の設備などに関する取組み

建築物や施設の設備などに関する省エネルギーの推進に係わる取組内容を示します。

### (1) 施設管理における配慮

省エネルギーの推進	<b>【施設を所管する課】</b> ① 環境配慮型施設（グリーン庁舎など）の整備の検討する ② 温室効果ガスの排出の少ない省エネルギー設備の導入を検討する ③ 省エネルギー型の機器・設備の導入を検討する ④ 人体感知センサー付き照明設備の導入を検討する ⑤ 不要な照明の間引き、適正な照度管理、照明器具の清掃を実施する ⑥ 風通しの良い建築様式の導入に努める
省資源の推進	<b>【施設を所管する課】</b> ① 雨水等、水の有効利用の検討をする ② バイオ燃料の利活用を検討する
その他	<b>【全職員】</b> ① 職場以外においても、環境に配慮した生活を心がけ、住んでいる地域や地球環境をよくするための取組（清掃活動など）を行う <b>【施設を所管する課】</b> ① 自然光の有効利用を検討する ② 屋上緑化・壁面緑化（緑のカーテンなど）を検討する ③ 保水性舗装や高反射率塗装など敷地や建物の被覆対策の検討をする ④ 遮熱効果の高い窓ガラスの設置やガラスフィルムの貼り付けを検討する ⑤ 公共施設の緑化を促進する ⑥ ESCO の導入・効果的な活用の検討をする ⑦ 学校等におけるフィフティ・フィフティ制度導入を検討する

### (2) 公共工事に関する配慮

環境配慮型の事業実施	<b>【施設を所管する課】</b> ① 低公害型の建設機器及び車両の使用を要請する ② 再生アスファルトやコンクリート廃材等の建設副産物のリサイクルを推進する
------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 建設廃棄物の少ない施工技術・施工方法の採用を検討する</li> <li>④ 公共事業における樹木伐採の低減を検討する</li> </ul>
省エネルギー等の推進	<p><b>【施設を所管する課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 既存の公共施設及び防犯灯・街路灯及び新設する公共施設等における高効率照明（LED照明）等の導入を検討する</li> <li>② 受注事業者に対して建設機材の利用における省エネ化を要請し、公共工事における環境負荷の低減を図る</li> </ul>

## 6. 計画の推進

### 6.1 推進体制

本計画の効率的・効果的な推進を図るために、推進・点検体制を構築し、計画の継続的な実施を目指します。また、本計画の推進のため、栗国村地球温暖化対策推進委員会（以下、「地球温暖化対策委員会」という）を設置します。本計画の推進体制を図6-1に示します。

#### ① 村長

地球温暖化対策委員会から地球温暖化対策の進捗状況についての点検・評価の報告を受け、本計画の推進に関し、総合的な指示を行います。

#### ② 地球温暖化対策委員会

地球温暖化対策委員会は、委員長を副村長、副委員長を民生課長とし、各課の課長をもって構成します。事務局からの報告を受け、地球温暖化対策委員会としての点検・評価を行い、村長へ報告します。また、村長からの指示を受け、見直し・改善の指示を事務局に行います。

#### ③ 事務局

事務局は民生課に置き、計画を推進するためのデータのとりまとめ、地球温暖化対策委員会への結果報告を行います。計画を推進するためのデータとは各課から集めたエネルギー使用量などを指します。また、地球温暖化対策委員会の指示に基づき全体の調整を行います。

#### ④ 推進員

推進員は、各課1名の職員を「推進員」として置きます。推進員は、計画の推進を図るとともに、使用エネルギー量を定期的に把握及び記録します。また年に2回実施状況等を事務局に報告します。また、全職員に対し、本計画の周知徹底及び意識啓発を行います。

#### ⑤ 全職員

推進員の周知及び意識啓発に基づいて、取組を実施します。また、取組結果を推進員に報告します。

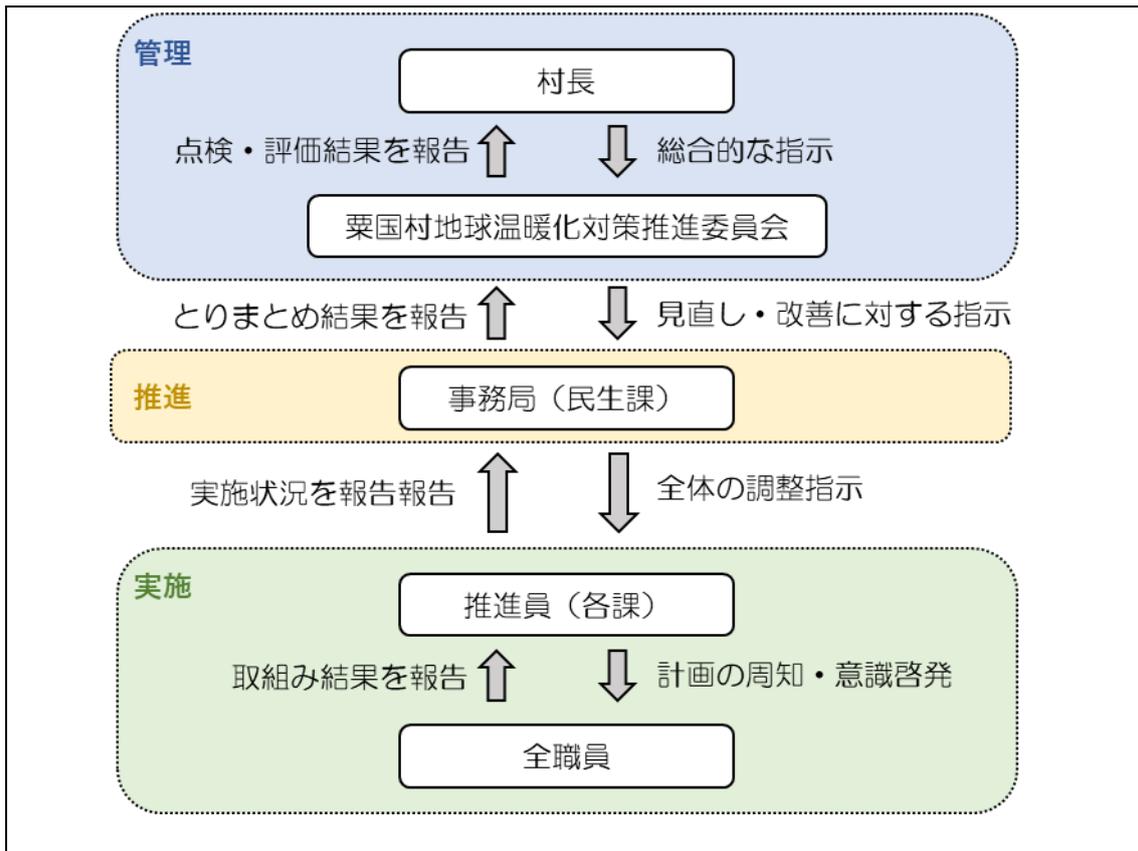


図6-1 本計画の推進体制

## 6.2 計画の進行管理

本計画をより効果的に推進するために職員の取組結果を

毎年度、点検、評価し、必要に応じて取組内容や取組方法の見直しを図る必要があります。

図 6-2 に示す PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルにより進行管理を推進します。

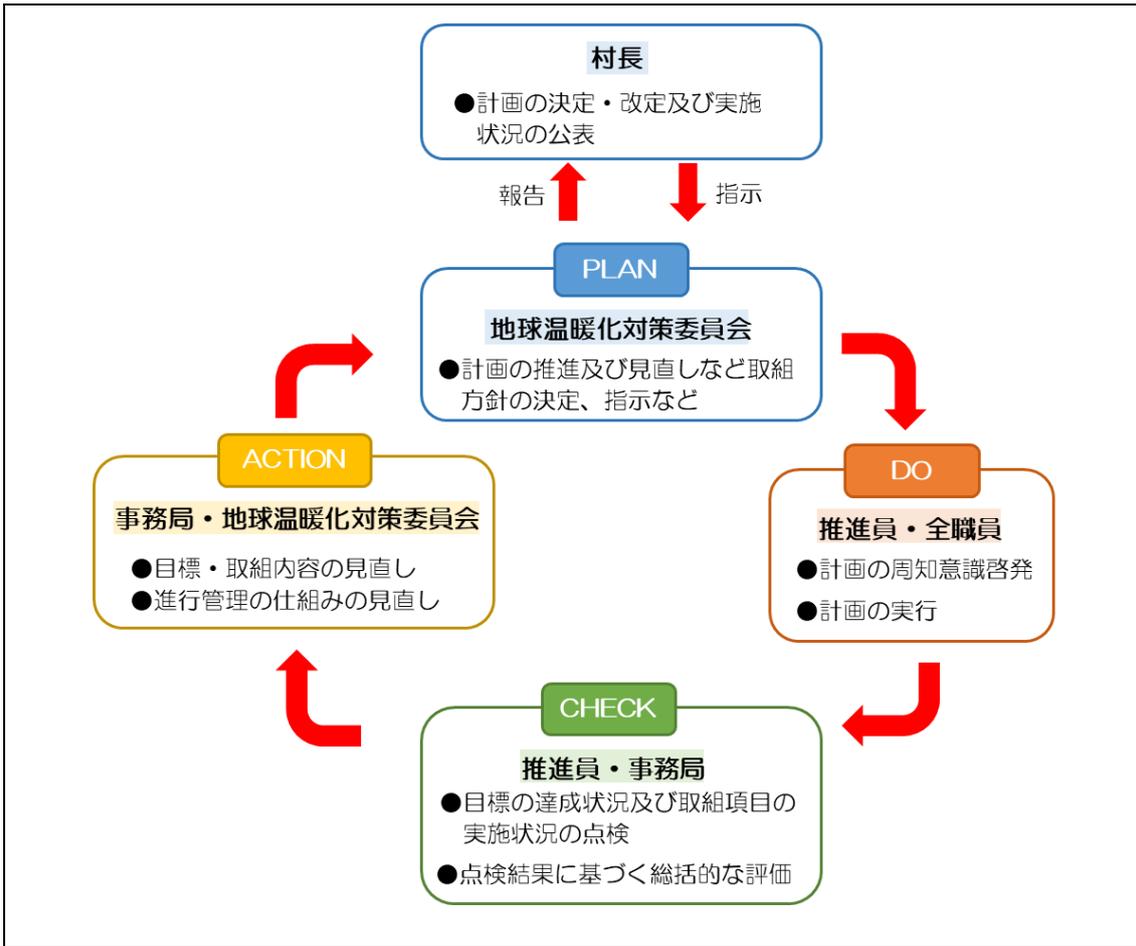


図 6-2 PDCA サイクル

### 6.3 計画の取組み成果の公表

本計画の実施状況については、本村のホームページなどで毎年公表します。

### 6.4 職員に対する研修・情報提供

本計画の取組みを全庁的に徹底して推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化問題に関する認識を深め、本計画の取組み項目を実践することが不可欠であることから、必要に応じて研修を行い、地球温暖化防止の取組みへの行動を促進します。

また、メール、掲示板、回覧板などを利用した呼びかけをすることにより、計画の進行状況の周知を図り、職員の取組みを促進します。さらには、職員以外の来庁者や施設利用者に対しても、本計画の趣旨を公表し、環境配慮の取組みに協力するよう要請します。



# 資料編

資料 1 二酸化炭素排出量算定方法

資料 2 令和 5 年度における二酸化炭素排出量

資料 3 用語集



## 資料 1 二酸化炭素排出量の算定方法

### ①燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量算定

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{燃料使用量 (L 等)} \times \text{単位発熱量 (MJ/L 等)} \times \text{排出係数 (kg-C/MJ)} \times 44/12$$

表 1 燃料別の単位発熱量と排出係数

燃料	単位発熱量	排出係数
ガソリン (L)	33.4(MJ/L)	0.0187(kg-C/MJ)
灯油 (L)	36.5(MJ/L)	0.0187(kg-C/MJ)
軽油 (L)	38.0(MJ/L)	0.0188(kg-C/MJ)
A重油 (L)	38.9(MJ/L)	0.0193(kg-C/MJ)
B重油 (L)	41.8(MJ/L)	0.0202(kg-C/MJ)
液化石油ガス (LPG) (kg)	50.1 (MJ/kg) <sup>(注1)</sup>	0.0163(kg-C/MJ)

注 1：活動量がm<sup>3</sup>の場合、50.8((MJ/kg)/0.458m<sup>3</sup>/kg)=110.9(MJ/m<sup>3</sup>)を使用。

出典：温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver5.0) (令和 6 年 2 月) 環境省

(<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>)

### ②電気の使用に伴い発生する二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量算定

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{電気使用量 (kWh)} \times \text{排出係数 (0.672kg-CO}_2\text{/kWh)}$$

表 2 沖縄電力(株)の二酸化炭素排出係数

年度	排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	備考
令和4年度 <sup>(注2)</sup>	0.672	令和6年提出用

注 2：温対法に基づく二酸化炭素排出係数は令和 4 年度が最新の数値であるためこの排出係数を利用した

出典：温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度、算定方法・排出係数一覧、電気事業者別排出係数一覧 環境省 (<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>)



## 資料 2 令和 5 年度二酸化炭素排出量

栗国村が管轄する全ての事務事業を対象とした二酸化炭素排出量を以下に示す。

### 【施設・事業等】

担当課	施設名	二酸化炭素排出量							比率 %
		ガソリン t-CO <sub>2</sub>	灯油 t-CO <sub>2</sub>	軽油 t-CO <sub>2</sub>	A重油 t-CO <sub>2</sub>	LPG t-CO <sub>2</sub>	電気 t-CO <sub>2</sub>	合計 t-CO <sub>2</sub>	
総務課	庁舎	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	107.94	107.95	2.5%
	拝所（みやぐわー）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.18	0.18	0.0%
	診療所住宅	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.68	2.68	0.1%
	東ふれあいセンター	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	3.28	3.31	0.1%
	公街灯	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.18	15.18	0.4%
	防災無線	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.94	0.94	0.0%
	WiFi設備	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.36	3.36	0.1%
	消防・格納庫内	0.00	0.00	0.20	0.00	0.00	0.00	0.20	0.0%
民生課	美ら島あぐにクリーンセンター	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.97	4.97	0.1%
	浸出水処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.71	0.71	0.0%
	一般廃棄物最終処分場	0.02	0.20	0.00	0.00	0.00	43.84	44.07	1.0%
	栗国保健師室	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.84	2.84	0.1%
	歯科診療所	0.00	0.00	0.00	0.00	0.27	3.42	3.69	0.1%
	ハブ対策事業	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.0%
	離島振興総合センター	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	16.05	16.06	0.4%
教育委員会	小中学校	0.05	0.00	0.00	0.00	0.02	188.97	189.04	4.4%
	幼稚園	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.00	0.03	0.0%
	給食センター	0.00	3.44	0.00	0.00	2.08	0.00	5.52	0.1%
	中央公民館	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.82	1.82	0.0%
船舶課	栗国事務所	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8.51	8.51	0.2%
	ニューフェリーあぐに	0.00	0.00	9.12	3655.75	0.00	0.00	3664.87	85.7%
経済課	栗国空港	0.26	0.00	0.50	0.00	0.00	14.07	14.83	0.3%
	農業集落排水施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	55.66	55.66	1.3%
	マンホールポンプ場	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.02	4.02	0.1%
	栗国港内マンホール	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.27	1.27	0.0%
	東浜地区農村公園（ヘビ公園）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.48	0.48	0.0%
	拝所（イビガナシー）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.32	0.32	0.0%
	村営牧場	0.34	0.00	1.83	0.00	0.00	2.18	4.35	0.1%
	公営住宅（共用灯）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.06	1.06	0.0%
	鍾乳洞	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.38	5.38	0.1%
	オートキャンプ場	0.57	0.00	0.00	0.00	0.00	3.41	3.97	0.1%
	シャワー施設（マハナトイレ含む）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8.13	8.13	0.2%
	とび吉	0.00	0.79	0.00	0.00	0.81	23.45	25.05	0.6%
	農業用水吸上ポンプ（ため池）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.33	1.33	0.0%
	植物コンテナ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	23.82	23.82	0.6%
	畜農産物集出荷貯蔵施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.27	4.27	0.1%
	環境美化	7.23	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	7.23	0.2%
	合計	8.50	4.43	11.65	3655.75	3.26	553.55	4237.13	99.1%

## 【公用車・使用車等】

担当課	施設名	二酸化炭素排出量						比率 %	
		ガソリン t-CO <sub>2</sub>	灯油 t-CO <sub>2</sub>	軽油 t-CO <sub>2</sub>	A重油 t-CO <sub>2</sub>	LPG t-CO <sub>2</sub>	電気 t-CO <sub>2</sub>		合計 t-CO <sub>2</sub>
総務課	庁舎・日産セレナ	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0%
	庁舎・ホンダタクト シルバー	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
	庁舎・ホンダタクト ブルー	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
	庁舎・ホンダタクト ブラウン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
	庁舎・霊柩車	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
	庁舎・バス・日産キャラバン	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7	0.1%
	庁舎・タクシー・日産ラフェスタハイエース	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	0.1%
	消防・救急車・トヨタ	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0%
	消防・消防ポンプ車 軽	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0%
	消防・消防車(1166)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0%
	消防・消防車(2037)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0%
消防・消防車(3722)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0%	
民生課	庁舎・6225	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0%
	庁舎・2812	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0%
	庁舎・2813	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0%
	福祉車両	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0%
	診療所	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0%
	ハブ対策事業	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0%
	一般廃棄物最終処分場・404	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0%
	一般廃棄物最終処分場・6240	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.1%
	一般廃棄物最終処分場・6237	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	0.1%
	一般廃棄物最終処分場・フォークリフト	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0%
	一般廃棄物最終処分場・集落協議会	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0%
一般廃棄物最終処分場・集落協議会・コンポー	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	
教育委員会	事務局	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0%
	給食センター	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0%
	小中学校	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0%
船舶課	那覇事務所	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0%
	粟国事務所	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0%
	ニューフェリーあくに・フォークリフト(4台)	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0%
経済課	庁舎	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0%
	粟国空港・トヨタプロボックス	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0%
	粟国空港・ダイハツ軽トラ	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0%
	粟国空港・スズキエブリー(借用使用時のみ)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0%
	粟国空港・消防車両	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0%
	粟国空港・トラクター	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0%
	粟国空港・バックフォア(借用時のみ)	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0%
	村営牧場・三菱2tトラック	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0%
	村営牧場・ダイハツ軽バン	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0%
	村営牧場・タイヤシャボ	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0%
	村営牧場・トラクターリース	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0%
	オートキャンプ場	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	0.1%
	オートキャンプ場・フェリーフォーク	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0%
	とび吉	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0%
	水道	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0%
	環境美化・2388	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0%
	環境美化・コンボ	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0%
	環境美化・タイヤシャボ	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0%
	環境美化・フォーク	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0%
	環境美化・1995	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0%
	合計		30.4	0.0	9.0	0.0	0.0	0.0	39.4

## 資料 3 用語集

### 〈あ行〉

#### アイドリング・ストップ

停車時に車のエンジンを切ること。燃料消費を削減するととても有効な手段であるとされる。

#### A 重油

重油は炭素と水素からなる炭化水素が主成分であるが、若干の硫黄分および微量の無機化合物などが含まれている。硫黄含有量はおよそ 0.03 質量%以下である。

重油は蒸留残油または蒸留残油と軽油とを混合したものであり、その用途に従って粘度、残留炭素、硫黄分あるいは流動点などを調整して製品としたものである。

種類は動粘度により A 重油（JISK2205、1 種）、B 重油（同、2 種）C 重油（同、3 種）の 3 種類に大別される。

#### ESCO 事業

ESCO は、Energy Service Company の略で、工場やオフィス、商業施設、公共施設等に対して省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの利便性などを損なうことなくコスト削減効果を保証し、削減したエネルギーコストから報酬を得る事業である。温暖化対策にも寄与する環境事業として注目されている。

#### エコドライブ

エンジンを無駄にアイドリングすることや、空ふかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をしないようにして、燃料消費量や CO<sub>2</sub> 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる‘運転技術’や‘心がけ’のこと。

#### LED 照明

発光ダイオードを利用した省エネ効果の高い照明のこと。

#### LPG（液化石油ガス）

プロパン・ブタンを主成分に持つ液化石油ガス。液化石油ガスは、大半を海外から輸入している。本来は無色・無臭だが、ガス漏れ時にすぐに気が付くよう匂いが付いている。マイナス 42℃ まで冷やすと液体になり、体積が 250 分の 1 と小さくなる。空気より重い。

#### 温室効果ガス

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、代替フロン類など（HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>）を指す。これらのガスは、太陽光により温められた地表面より放射する熱を吸収し、

大気を暖める。

## 〈か行〉

### 環境保全活動

人間活動による環境破壊を防止し、自然保護や環境負荷低減のための取組み。

### クールビズ

冷房時の室温を 28℃にした部屋でも、快適に過ごすことを目指す服装をいう。

### グリーン購入

必要性を十分に考慮し、製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいう。平成 12 年 5 月に、環境物質等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めた「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」が制定された。

## 〈さ行〉

### 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

## 〈た行〉

### 太陽光発電

太陽電池を利用し、太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換する発電方式をいう。ソーラー発電とも呼ばれる。再生可能エネルギーの一種であり、太陽エネルギー利用の一形態である。

### 電気自動車

蓄電池に蓄えた電気で動力源となる電動モーターを駆動する自動車。従来の自動車のようにエンジンで燃料を燃焼することがないため、走行中に CO<sub>2</sub> 等の温室効果ガスや窒素酸化物等の有害ガスを排出しない。

## 〈は行〉

### 排出係数

活動の 1 単位あたりから排出される各温室効果ガスの量のこと。電気やガスの使用量などの活動量に各温室効果ガスの排出係数を乗じると、その活動に対する各温室効果ガスの排出量を

算出することができる。

### ハイブリッド車

エンジンと電動モータを組み合わせた自動車。ハイブリッドシステムはシリーズハイブリッド（エンジンで発電し、電動モータのみで駆動）、パラレルハイブリッド（エンジンと電動モータを併用して駆動）、およびシリーズ・パラレルハイブリッド（エンジンと電動モータを適切に切り替えて駆動）に大別される。

### フィフティ・フィフティ制度

ドイツ発祥である「フィフティ・フィフティ制度」とは、公立学校において、児童・生徒や教職員が協力して省エネ活動を行い、節減できた光熱水費のうち一定割合を、自治体から学校に還元するしくみである。省エネ教育を行いながら自治体の経費を削減し、地球温暖化防止にも貢献することができる。

## **〈ま行〉**

### 緑のカーテン

ヘチマ、ゴーヤなどのつる性植物でつくる自然の日よけのこと。外観が緑色のカーテンを思わせることからこう呼ばれる。これらの植物をベランダや軒下で育てることで、真夏の暑い日差しを防ぐことができ、冷房に係る電力を削減することにつながる。





第二次栗国村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和 6 年度～令和 10 年度

令和 7 年 2 月

沖縄県栗国村役場 民生課  
〒901-3792 沖縄県島尻郡栗国村東 483 番地  
TEL: 098-988-2016